

番号	1.
項目	2026 年 8 月から高額療養費制度が見直され、月毎の自己負担上限額の引き上げと新たに年間の自己負担上限額が設けられました。さらに 2027 年 8 月からは適用区分が細分化される予定です。ひかり協会では全ての被害者に対して公的制度を活用したうえで保険適用の自己負担分を援助していますが、70 代の被害者にとって複雑な制度は理解が難しく感じる人もいます。また国民健康保険では自治体によって高額療養費に該当した場合の支給申請案内の有無など、手続きが異なることもあるため戸惑う声も聞かれます。高額療養費制度を適切に理解・活用するための大阪市の取り組み等がありましたら教えてください。
(回答) 大阪市国民健康保険の高額療養費については、従来から、大阪市国民健康保険被保険者向けに紙媒体「大阪市の国民健康保険」(パンフレット)による周知や、「大阪市ホームページ」において情報発信を行ってきたところです。2026 年 8 月の制度見直しに関しても、上記パンフレットやホームページに掲載しております。さらに、該当の世帯に送付する「医療費のお知らせ」において、2026 年 8 月の制度見直しについては、同年 7 月末頃に発送の「医療費のお知らせ」の同封ビラに記事を掲載し、周知を図っております。また、高額療養費の支給見込があるが支給申請をされていない大半の世帯主に対して、支給申請を促すため、従来から「国民健康保険高額療養費申請手続きのご案内」を送付しております。今後とも、大阪市国民健康保険の高額療養費について周知、情報発信等に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付） 電話：06-6208-7967

番号	2.
項目	2024 年 10 月から、後発医薬品がある薬で患者が先発医薬品を希望する場合、先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 が選定療養費（保険外）として患者負担とされ、2026 年 6 月からは 2 分の 1 となっています。ただ患者がそのことを認識することなく従来通りの薬が処方されて自己負担が増えている人も多く、まだ十分に周知されていない実態があります。本人が選択して望む医療を受けるためにも、引き続き制度の周知をお願いします。またこれまでどのような方法で周知しているかについてもお教えください。
（回答） 後発医薬品があるが先発医薬品を患者が希望した場合に「特別の料金」（保険適用外）が発生することについては、従来から、大阪市国民健康保険被保険者向けに紙媒体「大阪市の国民健康保険」（パンフレット）による周知や、「大阪市ホームページ」において情報発信を行ってきたところです。また、先発医薬品を使用している被保険者に向け、自己負担の軽減につなげるため、後発医薬品への切替えを勧奨する通知を、年 3 回、送付しており、後発医薬品に切替えることにより「特別の料金」のお支払が不要となることも記載しております。今後とも、大阪市国民健康保険被保険者への周知、情報発信等に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付） 電話：06-6208-7967

番号	3.
項目	<u>災害時の避難所等での生活における大きな課題のひとつに清潔なトイレの不足があります。衛生管理の面からも災害時には早急なトイレの整備が不可欠ですが、断水等によって避難所等のトイレが使用できなくなる状況もあり、そのため高齢者は水分補給を控えて血栓ができやすくなる等、体調悪化につながる可能性もあります。対策としては仮設トイレや携帯トイレの活用、トイレカーの導入などがありますが、大阪市地域防災計画の中ではどのように対応することになっているか、お教えてください。</u>
	(回答) 本市では、大阪市地域防災計画において、災害時避難所の環境整備の一環としてトイレを整備することや必要数の確保に努めることを定めるとともに、大阪市避難所運営にかかる備蓄計画に基づき、避難者数に応じた必要数を備蓄することとしています。 能登半島地震における教訓を踏まえ、搬送や設置が必要となる仮設トイレを発災初日に使用できない可能性を考慮し、発災初日については、簡易トイレの使用を基本とし、危機管理室において、令和6年度の補正予算により、国の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」での目安「1人1日あたり5回排泄」を満たす排便処理セットを各避難所等に配備し、大規模災害に備えています。 さらに、2日目以降は大阪府から、4日目以降は国から、それぞれ組立式トイレや仮設トイレがプッシュ型配送により避難所に設置されることとなっています。 トイレカーについては、災害時におけるトイレトレーラーの供給等に関する協定を締結しております。 (下線部について回答)
担当	危機管理室危機管理課減災対策グループ 電話：06－6208－7380 危機管理室危機管理課庶務グループ 電話：06－6208－7379

番号	3.
項目	災害時の避難所等での生活における大きな課題のひとつに清潔なトイレの不足があります。衛生管理の面からも災害時には早急なトイレの整備が不可欠ですが、断水等によって避難所等のトイレが使用できなくなる状況もあり、そのため高齢者は水分補給を控えて血栓ができやすくなる等、体調悪化につながる可能性もあります。対策としては<u>仮設トイレ</u>や<u>携帯トイレの活用</u>、トイレカーの導入などがありますが、大阪市地域防災計画の中ではどのように対応することになっているか、お教えてください。
(回答) 環境局では、災害時の避難所への災害用仮設トイレにつきまして、誰でも容易に使用できる組立式（洋式）災害トイレを各避難所数分備蓄しています。 また、民間の仮設トイレ事業者4社と協定を結んでおり、災害時には洋式タイプを優先的に配備するよう要請するとともに、大規模災害時に速やかに対応できるよう危機管理室と調整を行い、各避難所のトイレにつきまして、不足等のないよう対応を行ってまいります。 (下線部について回答)	
担当	環境局 事業部 事業管理課 電話：06-6630-3238

番号	4.
項目	大阪府では2023年3月に「大阪府介護・福祉人材確保戦略2023」が策定され、2025年度末には中間見直しが行われています。大阪市でも介護・福祉人材の確保のために様々な取り組みをされていると思いますが、これまでの取り組みによる人材確保の成果とそれに対する評価、また今後どのような点に注力していくのか、取り組みの方向性など大阪市としての考えをお教えてください。
(回答) 国が定める「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（平成19年8月28日厚生労働省告示第289号）」において、国、都道府県、市町村の役割が示されており、市町村では、従業者への研修や関係団体とのネットワークの構築、福祉・介護サービスの意義や重要性の啓発などを行うこととされています。 本市では、この役割分担に基づき、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、現場ニーズの把握や福祉従事者向けの研修、社会福祉に関する情報発信、関係団体とのネットワークの構築を行うとともに、直接介助に携わらない業務を担うアシスタントワーカーの導入支援事業を実施し、人材のすそ野を広げる取組を進めています。 また、新たな人材の確保に向けては、福祉・介護の仕事への関心を高める取組も併せて推進していくことが重要であることから、本市では、「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、受賞作品については、漫画化・映像化等の手法も活用し、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力発信に取り組んでいます。その他、小学生への福祉教材の配付や中学生を対象とした福祉教育プログラムの提供等を行い、福祉・介護についての理解促進や、将来の職業選択の一つとして関心をもってもらえるよう取り組んでいます。 引き続き子どもの頃からの福祉教育の実践など、福祉・介護の仕事における中長期的な人材確保をめざして取り組むとともに、これらの取組の実績や課題も踏まえ、より福祉・介護人材の確保・育成・定着につながるような取組を検討してまいります。	
担当	福祉局生活福祉部地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	5.	
項目	ひかり協会では高齢期の被害者の救済事業に活かすため、昨年度「被害者実態把握調査 2025」を実施しました。その中で、家族状況や交友関係の回答から孤独・孤立のリスクを感じている人も一定数いることがわかりました。大阪市では孤独・孤立対策推進法における地方自治体の責務等として、これまでも様々な取り組みを行っていますが、高齢者の孤独・孤立対策と、特に頼れる身寄りのない高齢者への支援策をどのように考えているか、具体的な取り組み状況をお教えてください。	
(回答) 大阪市では、地域で生活するすべての高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる環境の実現に向け、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進しています。その中でも地域における見守りや相談支援、権利擁護、認知症の人への支援、介護予防、在宅生活の支援などをひとり暮らし高齢者を支える主な取組として位置づけており、これらは高齢者の孤独・孤立対策にも寄与する取組であると認識しています。 (参考) <u>大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2024(令和 6)年度～2026(令和 8)年度)</u> https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000623467.html また、令和 8 年 6 月の社会福祉法等の改正により、頼れる身寄りがいない高齢者等への事業として、日常生活自立支援事業で実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に加え、入院等の手続き支援または、死後事務支援の少なくともどちらかを行う事業が新たに第二種社会福祉事業に位置付けられました。あわせて、頼れる身寄りがいない高齢者等の相談体制の整備を図るとともに、障がい・生活困窮などの他分野も含む関係会議・関係主体との連携を推進することとされました。 今後国がガイドライン等を策定し、事業の詳細を提示する予定であり、国の動向を注視しつつ、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する支援に向けて、検討を進めてまいります。		
担当	福祉局高齢者施策部高齢福祉課 福祉局生活福祉部地域福祉課	電話：06-6208-8026 電話：06-6208-7970

番号	6.
項目	被害者の中には徐々に認知機能の低下がみられる人も出てきています。ひかり協会では、そのような方に対して必要に応じて地域包括支援センターなどの社会資源に繋げる橋渡しを行っています。大阪市でも「大阪市認知症施策推進計画」の策定に取り組んでおられますが、認知症になっても安心して暮らしていくために現在どのような取り組みを行っているか、また認知症施策推進計画の中でどのようなことを検討しているか教えてください。
(回答) 認知機能の低下がみられる方について、地域包括支援センター等への社会資源へ繋ぐためのご支援にご協力をいただき、誠にありがとうございます。 本市では、認知症になってからも、認知症の人がその人らしく、地域で安心して暮らし続けることができるよう、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」などに取り組んでいます。 「普及啓発・本人発信支援」の取組では、地域住民等に認知症に関する正しい理解を普及啓発し、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する認知症サポーターを養成する講師役であるキャラバン・メイトを養成しているほか、様々な機会や媒体を通じて情報発信を行っています。 「予防」の取組では、認知症予防に資する可能性のある活動として、百歳体操や生活習慣病予防の取組、各区の認知症強化型地域包括支援センターに設置した認知症初期集中支援チームを中心とした早期発見・早期対応の取組、医療・介護従事者向けの研修を通じた重症化予防等を行っています。 「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」では、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族等からの相談を受け、家庭を訪問し、必要な医療や福祉サービスへ繋ぐための支援を行う認知症初期集中支援チームや、地域の支援ネットワークづくり等を行う認知症地域支援推進員を、各区の認知症強化型地域包括支援センターに設置し、各区における認知症の人等への支援体制の整備に取り組んでいます。 また、認知症疾患医療センターを設置し、認知症の鑑別診断や専門医療相談等の提供や地域のかかりつけ医等を対象とした研修を実施するなど、地域の医療機関との連携による認知症の人に係る医療提供体制の整備に取り組んでいます。 さらに、認知症の人の家族等の介護者の負担軽減を目的として、介護者の突発的な事情により、在宅生活が一時的に困難となった場合に、福祉施設で受け入れる認知症高齢者緊急ショートステイ事業や、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である認知症カフェを普及定着させるため、認知症カフェ等運営支援事業等を実施しています。	

「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」では、認知症の人等を含めた地域住民どうしが共に支え合う取組を行うボランティアチームである「ちーむオレンジサポーター」の立上げや活動支援、認知症の人にやさしい取組を行う企業・団体等を「オレンジパートナー」として登録、公表すること等を通じて、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する等様々な取組を行っているほか、認知症地域支援推進員が、認知症の人の社会参加支援や、若年性認知症の人への支援について、若年性認知症コーディネーターと連携して支援を行っています。

今後、令和6年に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法や国の認知症施策推進基本計画において示された理念や基本的施策に基づきながら、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等とともに、施策を総合的、計画的に推進していくこととして、令和8年度末に認知症施策推進計画を策定する予定としております。

今後とも、本市認知症施策の推進に、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

担当	福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課認知症施策グループ 電話：06-6208-8051
----	---